

調査の概要

1 調査の目的

商業統計調査は、我が国商業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の期日

平成 26 年 7 月 1 日現在で実施しました。

商業統計調査は、昭和 27 年に第 1 回目の調査を実施しました。その後調査周期、調査種別の変更を行い、平成 9 年以降の調査からは卸売業と小売業を対象に 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施していました。平成 19 年以降は経済センサス-活動調査の実施の 2 年後に実施しています。今回は総務省所管の経済センサス-基礎調査との同時調査により実施しました。

調査年次	調査期日	調査種別	調査年次	調査期日	調査種別
昭和 27 年調査	9 月 1 日	卸売・小売業、飲食店	昭和 57 年調査	6 月 1 日	卸売・小売業、飲食店
昭和 29 年調査	9 月 1 日	卸売・小売業、飲食店	昭和 60 年調査	5 月 1 日	卸売・小売業
昭和 31 年調査	7 月 1 日	卸売・小売業、飲食店	昭和 61 年調査	10 月 1 日	一般飲食店
昭和 33 年調査	7 月 1 日	卸売・小売業、飲食店	昭和 63 年調査	6 月 1 日	卸売・小売業
昭和 35 年調査	6 月 1 日	卸売・小売業、飲食店	平成元年調査	10 月 1 日	一般飲食店
昭和 37 年調査	7 月 1 日	卸売・小売業、飲食店	平成 3 年調査	7 月 1 日	卸売・小売業
昭和 39 年調査	7 月 1 日	卸売・小売業、飲食店	平成 4 年調査	10 月 1 日	一般飲食店
昭和 41 年調査	7 月 1 日	卸売・小売業、飲食店	平成 6 年調査	7 月 1 日	卸売・小売業
昭和 43 年調査	7 月 1 日	卸売・小売業、飲食店	平成 9 年調査	6 月 1 日	卸売・小売業
昭和 45 年調査	6 月 1 日	卸売・小売業、飲食店	平成 11 年調査	7 月 1 日	卸売・小売業(簡易調査)
昭和 47 年調査	5 月 1 日	卸売・小売業、飲食店	平成 14 年調査	6 月 1 日	卸売・小売業
昭和 49 年調査	5 月 1 日	卸売・小売業、飲食店	平成 16 年調査	6 月 1 日	卸売・小売業(簡易調査)
昭和 51 年調査	5 月 1 日	卸売・小売業、飲食店	平成 19 年調査	6 月 1 日	卸売・小売業
昭和 53 年調査	6 月 1 日	卸売・小売業、飲食店	平成 26 年調査	7 月 1 日	卸売・小売業

※平成 26 年調査は、日本標準産業分類の第 12 回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成 19 年調査の数値とは接続しません。そのため、平成 24 年経済センサス-活動調査結果（卸売業・小売業）を用いて結果比較を行います。

3 調査の対象

日本標準産業分類に掲げる「大分類 I-卸売業, 小売業」に属する事業所を対象としています。

調査は公営、民営の事業所を対象としています。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象としています。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内、有料道路内。このうち駅改札内、有料施設内の事業所は平成 19 年調査から調査を開始）の中にある別経営の事

業所についても調査の対象としています。なお、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則調査の対象としていません。

なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従の従業員がいる事業所は対象としています。

4 調査の方法

ア 調査員調査

単独事業所企業については、調査員が事業所に伺い、調査票への記入依頼、調査票等の配布・回収を行いました。

イ 本社等一括調査

複数の事業所を有する企業については、行政機関が調査票を直接、郵送により配布し、郵送で回収する方法、又はインターネットで調査票を回収しました。

5 調査の流れ

調査は、「調査員調査」及び「本社等一括調査」の2種類からなっています。

調査員調査は、単独事業所及び新設事業所の調査事業所を、本社等一括調査は、支社を有する企業及び特定の単独事業所の調査事業所を対象として、それぞれに次に示す流れで実施しました。

ア 調査員調査

経済産業大臣－都道府県知事－市町村長－指導員－調査員－調査事業所

イ 本社等一括調査

経済産業大臣－民間事業者－調査事業所

6 調査事項

各調査票により、以下の事項を調査しました。

・卸売業、小売業

事業所の名称及び電話番号、所在地

経営組織及び資本金額又は出資金額

本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号

事業所の開設時期

従業者数等

年間商品販売額等

年間商品販売額の販売方法別割合

・小売業のみ調査

年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合

セルフサービス方式採用の有無

売場面積

営業時間等

来客用駐車場の有無及び収容台数

チェーン組織への加盟の有無

- ・法人事業所のみ調査
 - 年間商品仕入額の仕入先別割合
 - 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合
 - 企業全体の業種区分 企業全体の商業事業所に関する事項
 - 商業事業所数、従業者数、年間商品販売額
 - 年初及び年末商品手持額
 - 年間商品仕入額
 - 電子商取引の有無及び年間商品販売額・年間商品仕入額に占める割合

7 結果の利用

調査の結果は、次のような各種の行政資料などに広く利用される予定です。

- ・各種法令に基づく利用
 - 地方消費税の清算及び市町村への交付の際の算定基準
- ・行政上の施策への利用
 - 中小企業施策を中心とする流通関連施策の立案、実施の基礎資料
- ・地方公共団体における利用
 - 産業振興政策、交通計画策定、経営改善指導などの基礎資料
- ・経済指標への活用
 - GDP や構造分析等の基礎資料
- ・民間企業、各種団体での利用
 - 経営計画、出店計画などの基礎資料

利用上の注意

1 産業分類

(1) 適用した産業分類

平成 26 年商業統計調査における事業所の産業分類の決定については、平成 25 年 10 月 30 日に告示された第 13 回改定による「日本標準産業分類」を適用しています。

(2) 具体的な産業分類の決定方法

① 一般的な方法

- ア 取扱商品が単品の場合は、商品分類番号 5 桁のうち上位 4 桁の分類番号で細分類を決定します。
- イ 取扱商品が複数の場合は、まず商品分類番号上位 2 桁の卸売品目 (51~55) と小売品目 (57~60) でいずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定します。
- ウ 産業分類の格付けについては、商品分類番号上位 2 桁の販売額で分類集計し、そのもっとも大きい上位 2 桁によって、産業中分類 (2 桁分類) を決定し、その決定された 2 桁の番号のうち前記と同様な方法で上位 3 桁、上位 4 桁をと順に産業細分類 (4 桁分類) を格付けします。

② 例外的な方法

- ア 「5011 各種商品卸売業 (従業者が常時 100 人以上のもの)」
卸売業の小分類番号「501」から同「559」までの小分類を生産財 (「511」, 「532」, 「533」, 「534」, 「535」, 「536」)、資本財 (「531」, 「541」, 「542」, 「543」, 「549」)、消費財 (「512」, 「513」, 「521」, 「522」, 「551」, 「552」, 「553」, 「559」) の 3 財に分け、3 財にわたる商品を卸売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額の 10% 以上で、従業者 100 人以上の事業所をいいます。
- イ 「5019 その他の各種商品卸売業」
卸売業の小分類番号「501」から同「559」までの小分類を生産財 (「511」, 「532」, 「533」, 「534」, 「535」, 「536」)、資本財 (「531」, 「541」, 「542」, 「543」, 「549」)、消費財 (「512」, 「513」, 「521」, 「522」, 「551」, 「552」, 「553」, 「559」) の 3 財に分け、3 財にわたる商品を卸売し、各小分類の販売額がいずれも卸売販売総額の 50% 未満で、従業者 100 人未満の事業所をいいます。
なお、上記ア、イについて、生産財、資本財及び消費財の 3 財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「536 再生資源卸売業」のみ、または消費財の品目が「559 他に分類されない卸売業」のみの場合には、一般的な方法により産業を決定しています。
- ウ 「5598 代理商, 仲介業」
「卸売販売額」と「その他の収入額の仲介手数料」を比較し、仲介手数料が多い場合に「代理商, 仲介業」に格付けしています。
- エ 「5611 百貨店, 総合スーパー」
衣 (中分類 57)、食 (中分類 58)、住 (中分類 59, 60) にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の 10% 以上 70% 未満で、従業者 50 人以上の事業所をい

います。

- オ 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）」
衣（中分類 57）、食（中分類 58）、住（中分類 59, 60）にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の 50%未満で、従業者 50 人未満の事業所をいいます。
- カ 「5811 各種食料品小売業」
中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、小分類「582～589」までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれもが「飲食料品小売販売額」の 50%に満たない事業所をいいます。
- キ 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」
中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が 30 m²以上 250 m²未満で、営業時間が 14 時間以上の事業所をいいます。
- ク 「6031 ドラッグストア」
小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、「60321 一般用医薬品」を小売している事業所をいいます。
- ケ 「6091 ホームセンター」
中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が 500 m²以上で、「60211 金物」「60221 荒物」「60421 苗・種子」のいずれかを小売している事業所をいいます。
- コ 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」
商品分類番号「60921 たばこ・喫煙具」の販売額が、小売販売総額の 90%以上の事業所をいいます。
- ク 「61 無店舗小売業」
販売形態の店頭販売の割合が 0%及び売場面積が 0 m²の事業所をいいます。

（3）統計表中の産業分類で※を付記しているものは、産業分類の名称を一部省略しています。
正式名称は次のとおりです。

産業分類	略称	産業分類	正式名称
5011	各種商品卸売業 ※	5011	各種商品卸売業(従業者が常時 100 人以上のもの)
511	繊維品卸売業 ※	511	繊維品卸売業(衣服, 身の回り品を除く)
5113	織物卸売業 ※	5113	織物卸売業(室内装飾繊維品を除く)
53	建築材料等卸売業 ※	53	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
5314	建築用金属製品卸売業 ※	5314	建築用金属製品卸売業(建築用金物を除く)
5421	自動車卸売業 ※	5421	自動車卸売業(二輪自動車を含む)
5422	自動車部分品・附属品卸売業 ※	5422	自動車部分品・附属品卸売業(中古品を除く)
5432	電気機械器具卸売業 ※	5432	電気機械器具卸売業(家庭用電気機械器具を除く)
5491	輸送用機械器具卸売業 ※	5491	輸送用機械器具卸売業(自動車を除く)
5492	計量器・光学機械器具等卸売業 ※	5492	計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業
5493	医療用機械器具卸売業 ※	5493	医療用機械器具卸売業(歯科用機械器具を含む)
569	その他の各種商品小売業 ※	569	その他の各種商品小売業(従業者が常時 50 人未満のもの)

産業分類	略称	産業分類	正式名称
5699	その他の各種商品小売業 ※	5699	その他の各種商品小売業(従業者が常時 50 人未満のもの)
579	その他の織物・衣服等小売業 ※	579	その他の織物・衣服・身の回り品小売業
5799	他に分類されない織物等小売業 ※	5799	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
5891	コンビニエンスストア ※	5891	コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)
5914	二輪自動車小売業 ※	5914	二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)
593	機械器具小売業 ※	593	機械器具小売業(自動車, 自転車を除く)
6032	医薬品小売業 ※	6032	医薬品小売業(調剤薬局を除く)
6052	燃料小売業 ※	6052	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)
607	スポーツ用品・がん具等小売業 ※	607	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
6112	無店舗小売業(織物・衣服等小売) ※	6112	無店舗小売業(織物・衣服・身の回り品小売)

2 その他

(1) 調査結果の概要及び統計表中の記号・表示は次のとおりです。

「ー」・・・該当数値のないもの、または調査をしていないもの。

「0.0」・・・四捨五入による単位未満のもの。

「△」・・・減少(マイナス)したもの。

「x」・・・事業所数が1又は2の事業所に関する数値であり、その数値を明らかにすることで個々の事業所の秘密が漏れる恐れがあるため、数値を明らかにしていないもの。また、事業所数が3以上であっても、本報告書の他の数値との関係から同様の理由で数値を明らかにしていないもの。

(2) 平成11年商業統計調査の増減率

平成11年商業統計調査は、全国のすべての事業所・企業を対象とした総務庁(当時。現在の総務省)所管の「事業所・企業統計調査」との同時調査(調査票は両調査共通の簡易な様式)で実施し、平成9年調査時に既設の商店でありながら調査対象とならなかった事業所の捕捉を行っています。

また、平成11年調査は簡易調査であるため、販売額の商品分類を5桁分類から3桁分類へと大括りなものにするとともに、販売額内訳の上位5分類についてのみ調査を行っているため、事業所の産業の決定方法を変更しています。

そのため、時系列を考慮した以下の平成9年と平成11年の数値を用いて「増減率」(11年/9年)を算出しています。

具体的には以下のア、イの数値を用いて増減率を算出しています。

ア 平成9年＝平成11年分類で組み替えた数値

イ 平成11年＝平成9年調査時に既設商店でありながら補足していなかった商店を除いた数値

(3) 表中の数値については、単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が必ずしも一致しないことがあります。

用語の解説

1 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

2 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とします。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

3 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。
ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしません。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。
なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類されます。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

4 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいいます。

5 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とします。

6 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含みます。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とします。

7 従業者及び就業者

平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」を除いたものをいいます。

- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいいます。
- ② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいいます。
- ③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいいます。
- ④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいいます。
 - ア 期間を決めずに雇用されている者
 - イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者
 - ウ 平成26年の5月、6月のそれぞれの月に18日以上雇用された者
- ⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。
- ⑥ 「他からの出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいいます。
- ⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいいます。

⑧ 「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したものです。

8 年間商品販売額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めません。

9 その他の収入額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したものです。

10 その他の収入額

平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいいます。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていません。

11 商品手持額（法人事業所のみ）

企業全体の商業事業所における平成25年年末現在に、販売の目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）をいいます。

12 来客用駐車場

平成26年7月1日現在で、来客用の自動車を一時的に保管できる場所をいいます。

① 専用駐車場・・・自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客者用の駐車場をいいます。

② 共用駐車場・・・他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客者用の駐車場をいいます。